破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２５３号
北海道函館市西桔梗町589番地の25
債務者　丸今鳴海青果株式会社
代表者代表取締役　鳴海　昭一
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　百合　拡泰
4　破産債権の届出期間　平成25年９月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午後４時
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１３０号
静岡県富士市中柏原新田207番地
債務者　有限会社高木樹脂
代表者取締役　高木　善教
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石野　弘
4　破産債権の届出期間　平成25年９月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２２２号
佐賀県佐賀市高木瀬東１丁目17番９号
債務者　株式会社野中商事
代表者代表取締役　野中　弘
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平山泰士郎
4　破産債権の届出期間　平成25年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前10時30分
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
宮城県登米市迫町佐沼字南駒木袋５番地の２
債務者　株式会社ジェーイーシー
代表者代表取締役　工藤　良恵
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　毅
4　破産債権の届出期間　平成25年10月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午後１時15分
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第４３３号
岡山市北区庭瀬115番地４
債務者　有限会社小林商会
代表者取締役　小林太美子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　俊夫
4　破産債権の届出期間　平成25年10月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１２号
宮崎市橘通東３丁目３番18号
債務者　有限会社ブティックココ
代表者清算人　落合　實
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午後２時30分
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４７９号
大阪市平野区長吉長原３丁目７番８号
債務者　南端建設株式会社
代表者代表取締役　南端　英信
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越本　幸彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５６０号
大阪市淀川区塚本２丁目２番23号
債務者　株式会社丸鬼被服
代表者代表取締役　豊島　正一
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙松　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０８５号
大阪市北区中崎西１丁目２番13号
債務者　株式会社プラネットバルン
代表者代表取締役　江村　太一
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田明日香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２０号
佐賀県鳥栖市江島町1696番地１
債務者　有限会社トラックスジャパン
代表者取締役　甲斐　秀幸
1　決定年月日時　平成25年８月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　隈　淳平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後１時30分
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７７号
岐阜県可児市下恵土字宮前5619番地２
債務者　有限会社三晞
代表者取締役　三宅なみゑ
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月22日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１０号
福井市羽水１丁目204番地
債務者　株式会社ヤマセイ
代表者代表取締役　鈴木　利之
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　一司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午前10時45分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
沖縄県那覇市泊３丁目16番地の７ライオンズマンション泊３丁目202
債務者　株式会社海邦コンサルタント
代表者代表取締役　結城　宏
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横江　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月28日午前10時
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３５９２号
大阪府豊中市北条町１丁目２番45―202号
債務者　有限会社フォレスタ・ジャパン
代表者代表取締役　森田　誠
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　晃弘
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２６４号
金沢市高柳町５の24番地17　アパガーデンシティ東金沢ウエスト弐番館5607
債務者　中川　雅登
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中出　健作
4　破産債権の届出期間　平成25年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年11月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２８５号
石川県かほく市白尾カ79番地15
債務者　恵比寿こと　今村　力雄
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　和樹
4　破産債権の届出期間　平成25年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年11月13日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
金沢地方裁判所